

きら市民交流センター（仮称）アリーナ棟の見直し（案）

●概略

西尾市方式 PFI 事業 検証報告書・見直し方針に基づき、規模及び内容を再検討し、きらスポーツドーム（仮称）の屋内スポーツ機能を集約した結果、アリーナ棟では施設全体面積の縮小をし、スポーツ中心の施設として見直す。

●既存のスポーツ施設

コミュニティ公園 体育館	吉良野外趣味活動施設 体育館
・バスケットボール 1面	・バレーボール 1面
・バレーボール 2面	・バドミントン 1面
・テニスコート 2面	・卓球台 5台
・バドミントン 6面	
・フットサル 1面	
・卓球台 20台	

●新設のスポーツ施設（現計画）

現計画

きら市民交流センター（仮称）アリーナ棟	
見直し方針	「規模及び内容を再検討し建設する」
延床面積	約 5,200 m ²
機能	内容
大アリーナ	・バスケットボール：2面 ・バドミントン：6面 ・ドッジボール：2面 ・卓球：14台 ・バレーボール：2面
小アリーナ	・バレーボール：1面 ・バドミントン：1面 ・卓球：6台
貸室等	・健康・体力相談室 ・研修室 ・シャワー室・更衣室 ・体力測定室 ・音楽室 ・事務室など ・会議室：2室 ・スポーツ団体室
その他	・学習スペース ・集団健診 ・津波一時待避所
きらスポーツドーム（仮称）	
見直し方針	「建設しない」
延床面積	約 2,100 m ²
	・フットサル：2面 ・テニス：2面

●新設のスポーツ施設（見直し案）

見直し案

きら市民交流センター（仮称）アリーナ棟	
延床面積	上限 4,000 m ² （ただし、備蓄倉庫の面積は除く）
機能	内容
大アリーナ	・バスケットボール：2面 ・バドミントン：8面 ・ドッジボール：2面 ・卓球：14台 ・バレーボール：2面 ・テニス：2面
小アリーナ	・バレーボール：1面 ・バスケットボール：1面 ・テニス：1面 ・バドミントン：4面 ・ドッジボール：1面 ・卓球：6台 ・フットサル：1面
貸室等	・健康・体力相談室 ・研修室 ・トレーニング室 ・体力測定室 ・スポーツ団体室 ・事務室など ・会議室 ・シャワー室・更衣室
その他	・津波一時待避所 ・指定避難所（風水害時等） ・備蓄倉庫

【主な見直し内容】

- ・会議室、音楽室、学習スペースなどを「きら市民交流センター（仮称）支所棟」に配置し、床面積の縮小を図る。
- ・「きらスポーツドーム（仮称）」は建設せず、屋内スポーツ機能を「きら市民交流センター（仮称）アリーナ棟」に集約し、フットサルやテニスができるように計画。
- ・小アリーナはバスケットボール、ドッジボール、フットサル、テニスができるように計画。
- ・トレーニング室を計画。
- ・風水害時等において指定避難所として利用できるように計画。
- ・津波一時待避所の待避者及び風水害時等において避難する者に必要な飲料水、食料その他必要となる物資の備蓄をするための備蓄倉庫を計画。

公共施設再配置プロジェクト01 吉良地区の多目的新生涯学習施設整備事業		プロジェクトの基礎水準		
		市民ニーズ	機能・構成・デザイン	
			業務要求水準（性能）	
多目的新生涯学習施設 きら市民交流センター （仮称） 【変更】	●新設 ●運営 ●維持	<p><安心・安全の拠点></p> <p>地震や津波などの災害に備えられる拠点を明確化させる。単なる防災拠点ではなく、普段からの市民の集う場となるようデザインすることで、賑わいと安心の拠点とする。</p> <p><市民が憩える拠点></p> <p>体育館の利用者が多い吉良地区は、運動をするという利用目的だけでなく、新しい施設を利用する人が、リラックスできる場所になっていくことが必要。</p> <p>学んで遊べる野外施設というコンセプトのもと、カフェのようなお洒落な空間で音楽を楽しめたり、飲食可能なオープンスペースがあるだけで、体を動かし、体を休める居心地の良さを実現させる。</p> <p><コミュニティの拠点></p> <p>吉良の人たちは、おやじの会や消防団のようなボランティア・自主活動がさかんである。こうしたコミュニティ活動が活発だからこそ、人々がゆるやかに集まる拠点を創ることが重要である。</p> <p>また、世代間交流を生みだし、違う世代の人達との関わりで、街の暮らしを豊かにすることが必要である。</p> <p><利便性のある拠点></p> <p>多様な人々が利用しやすいためにも、バス交通などと連携し、利便性の高い施設にしてほしい。</p> <p>また、利用時間なども、使い勝手がいい形にしてほしい。</p> <p><きら市民交流センター（仮称）></p>	<p>●基本方針</p> <p>●新築（アリーナ棟）</p> <p>第1 敷地概要</p> <p>(1) 所在地 西尾市吉良町荻原川畑 14 番 1、15 番 1、15 番 3、16 番 1、19 番 1、20 番、21 番、22 番、23 番 1</p> <p>(2) 敷地面積 6,753.16 m²</p> <p>(3) 用途地域 第一種住居地域</p> <p>(4) 防火地域 指定なし</p> <p>(5) 高度地区 指定なし</p> <p>(6) 法定容積率 200%</p> <p>(7) 法定建蔽率 60%</p> <p>(8) その他 所在地は、西尾市地震・津波ハザードマップにて、津波浸水深1mから2m未満、西尾市洪水ハザードマップにて、洪水浸水深50cm～1mと想定されている。</p> <p>第2 施設内容</p> <p>(1) 整備対象施設</p>	<p>・吉良地区にふさわしい誰もが気軽に使えるワクワク感いっぱいの市民交流の場としての多目的新生涯学習施設を整備すること。</p> <p>・特に地域の中高生の居場所としても快適に利用できるような機能を有すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・「何か楽しいことをしている！」という場所であることが最重要。安心安全は当然。目的を持った楽しさもあり、かつ安全な場所に。そして年齢性別問わず多くの人を使いやすいように。→人がたくさん集まるところは、自然と安心安全・利便性が求められてくるし、そうになっていくのかもしれない！ ・吉良は歴史に誇りを持っている人が多いから、歴史をアピール出来るようにしたい！ ・現在の吉良町公民館のように料理教室と喫茶ルームが横にある状態が活かされて欲しい。 ・体育館にもステージが欲しい。発表会とかをするときにピアノだけは運べないから、ピアノがあると嬉しい。 ・必要最低限の駐車場は必須。また、車も多いが、公共交通も大事にしたい。→官民連携！ 	<p>きら市民交流センター（仮称）アリーナ棟</p> <p>(2) 施設の休館日及び開館時間（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設の休館日及び開館時間は、以下のとおりであり、別途、市が条例で定めるものとする。 <p>休館日：月曜日、年末年始（12月29日～1月3日） 開館時間：午前9時～午後9時</p> <p>第3 施設整備</p> <p>(1) 施設配置計画</p> <p>(2) 敷地内動線計画</p> <p>(3) 施設の基本性能</p> <p>ア. 構造体耐震安全性能</p> <p>イ. 対津波に関する性能</p> <p>ウ. 構造体の耐風に関する性能</p> <p>エ. 非構造部材耐震安全性能</p> <p>オ. 建築設備の耐震対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを中心とした施設とし、延床面積（第3 施設整備 (4) 要求諸室 シ. 備蓄倉庫の面積は除く）は、4,000 m²を上限とする。学校施設環境改善交付金の活用を予定しているため、特別目的会社は、市が実施する交付金等の申請に必要な資料の作成を支援すること。 ・道路から駐車場、駐輪場、そこから入口（玄関）までの動線を分かりやすくすること。利用者の利便性に配慮した駐車場配置にすること。 ・駐車場等は、利用者が受ける天候の影響が最小限となる配置とすること。 ・歩行者と車両との動線を明確に分離し、利用者の安全性を確保すること。 ・「官庁施設の総合耐震計画基準」における耐震性安全性の分類をⅡ類とすること。 ・津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成 23 年国土交通省令第 99 号）第 31 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づいた性能を有すること。 ・「官庁施設の基本的性能基準」における構造体の耐風に関する性能の分類をⅡ類とすること。 ・「官庁施設の総合耐震計画基準」における建築非構造部材の耐震安全性の分類をB類とすること。 ・「官庁施設の総合耐震計画基準」における建築設備の耐震安全性を乙類とすること。
--	--	--	--	--

(4) 要求諸室に関する事項

ア. アリーナ

- ・競技に支障のない照明設備・配置、壁配色及び床配色とすること。
- ・天井有効高さは、照明設備等の下端の有効空間で12.5m以上確保すること。
- ・すべてのガラスを割れや飛散の際に安全なものとする
- こと。
- ・高所に取り付けるものは、落下防止対策を講じること。
- ・機器などの保護する必要がある場合は、防球ネットなどを計画すること。
- ・床はフローリング仕様とし、ささくれ等により競技に影響がないようにすること。また、将来的にメンテナンスを考えたフローリングの材料を使用すること。
- ・各アリーナに利用者が見やすい時計を設置すること。
- ・スポーツ競技大会などを開催するために必要な音響設備を計画すること。
- ・バスケットボールのゴールは、ミニバスケットボール(小学生用)にも対応できるものとする
- こと。
- ・バレーボールの支柱は、小学生、中学生、高校生及び一般のネットの高さに対応できるものとする
- こと。

(ア) 大アリーナ 1,600 m²程度

必要コート

- ・バスケットボールコート 28m×15m 2面
- ・ドッジボールコート 26m×16m 2面
- ・バレーボールコート 18m×9m 2面
- ・テニスコート 23.77m×10.97m 2面
- ・バドミントコート 6.1m×13.4m 8面

- ・左欄に記載した必要コートは、大アリーナ内に納まるように計画すること。
- ・バスケットボール、ドッジボール、バレーボール、テニス、バドミントン、ソフトバレーボール、インディアカ、卓球が行えるように計画すること。
- ・大アリーナは防球ネットで適宜分割できるようにすること。なお、防球ネットは、無結節のネットなどの耐久性の優れたものとする
- こと。
- ・大アリーナに付随した観戦スペースを計画すること。
- ・西尾市総合体育館のサブアリーナのようなベンチを壁際に設置すること。
- ・備品一覧表「大アリーナ」欄に記載のスポーツ用具等を収納するための器具庫を大アリーナに隣接して計画すること。

(イ) 小アリーナ 800 m²程度

- ・左欄に記載した必要コートは、小アリーナ内に納まるように計画すること。

			<p>必要コート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスケットボールコート 28m×15m 1面 ・ドッジボールコート 26m×16m 1面 ・バレーボールコート 18m×9m 1面 ・テニスコート 23.77m×10.97m 1面 ・バドミントコート 6.1m×13.4m 4面 <p>イ. トレーニング室 130 m²程度</p> <p>ウ. 健康・体力相談室 20 m²程度</p> <p>エ. 体力測定室 20 m²程度</p> <p>オ. 会議室・研修室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議室 30 m²程度 ・研修室 30 m²程度 <p>カ. ロビー</p> <p>キ. 事務室 50 m²程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バスケットボール、フットサル、ドッジボール、バレーボール、テニス、バドミントン、ソフトバレーボール、インディアカ、卓球が行えるように計画すること。 ・フットサル競技により壁面や設備機器などの破損が懸念されるため、内部仕上げや設備機器に対して配慮すること。 ・備品一覧表「小アリーナ」欄に記載のスポーツ用具等を収納するための器具庫を小アリーナに隣接して計画すること。 ・若い世代から高齢者までが幅広く健康増進を図られる施設とすること。 ・4名程度で健康や体力に関する相談が行える場所とすること。 ・トレーニングの効果を確認するために、体力チェックを行う部屋であり、体組成計、握力計、長座体前屈器などを配置できるスペースを確保すること。 ・会議や研修、軽運動に対応した設備を備え、各室において、プロジェクターが使用できるように計画すること。 ・会議室と研修室は、可動間仕切りを設置するなど一体的に利用できるようにすること。 ・適切な収納を計画すること。 ・施設利用者の交流の場として快適に過ごせる環境とすること。 ・情報収集用テレビ1台、行事案内板、掲示板、パンフレットスタンド、ペーパーハンガー、談話用テーブル及び椅子を設置すること。 ・当該施設を運営するための適切な事務室を計画すること。 ・事務室には接客用低カウンターを設置すること。 ・ベッド1台、棚1台が配置できる医務スペースを計画すること。事務室内に医務スペースを設けず、医務室としてもよい。 ・給湯スペースを設けること。事務室内に給湯スペース
--	--	--	---	--

			<p>ク. スポーツ団体室 20 m²程度</p> <p>ケ. シャワー室・更衣室</p> <p>コ. トイレ</p> <p>サ. 授乳室</p> <p>シ. 備蓄倉庫 20 m²程度</p> <p>ス. その他</p>	<p>を設けず、給湯室としてもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話のうち1台以上のコードレスホンを設置すること。 ・市が情報系ネットワーク回線の配線を行えるように配慮すること。 ・吉良スポーツクラブの打合せスペースを計画すること。 ・書庫3台を設置すること。 ・男性用及び女性用の更衣室を計画すること。 ・ドアを開けた時に室内が見えないようにすること。 ・男性用及び女性用の各30名分程度のロッカーを設置すること。 ・シャワー室には、男性用及び女性用の各3ブースを計画すること。 ・女性用には、パウダーコーナーを計画すること。 ・利用者が快適に利用できるトイレとし、男性用、女性用及び多目的トイレを計画すること。多目的トイレには緊急時に利用者が緊急発報できるようにすること。 ・おむつ替え台を設置すること。ただし、トイレ以外で設置してもよい。 ・利用者に配慮した授乳室を計画すること。 ・ドアを開けた時に室内が見えないようにすること。 ・女性専用のシャワー室・更衣室など利用上支障ない場所に授乳スペースを計画してもよい。 ・津波一時待避所の待避者及び風水害時等において避難する者に必要な飲料水、食料その他必要となる物資の備蓄をするためのスペースを確保すること。 ・2階以上の位置に備蓄できるようにすること。 ・原則、アリーナ及びトレーニング室以外は下足利用とするが、部屋の利用方法などを勘案し、上足利用とする場合は、下足箱などを設置すること。 ・利用者の熱中症対策として自動販売機が設置できるスペースを設けること。 ・2階以上の位置に津波一時待避所として600人（1 m²
--	--	--	--	--

			<p>(5) 建築設備に関する性能 ア. 共通事項</p> <p>イ. 電気設備 (ア) 電灯・コンセント設備</p> <p>(イ) 受変電設備</p> <p>(ウ) 幹線設備</p>	<p>/人) 以上が利用できるように計画すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報発令時に、速やかに津波一時待避所として利用できるよう対策を講ずること。 ・屋上を津波一時待避所として計画する場合は、屋外階段を設け、転落対策を講ずること。 ・風水害時等において指定避難所として利用できるように計画すること。 ・会議室、研修室、事務室、トレーニング室などに内線電話を設置すること。 <p>・建築計画と一体となった総合的な負荷の低減とともに、自然エネルギーの活用、省エネルギーに十分に配慮した計画とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用形態や運営、管理方法等に配慮し、施設に求められる性能が適切に確保されるとともに、運転（監視）保守、維持管理が容易な設備計画とすること。 ・エネルギーコスト（光熱水費）の低減とともに、維持管理費用の合理化を含めて、ランニングコスト、ライフサイクルコスト（LCC）の総合的な縮減に配慮した計画とすること。 ・設備スペース（機械室、シャフト類等）の計画においては、機器の設置スペースと同時に、保守・点検等作業スペース、機器更新等に対応する搬出入スペース等を含めた適切な空間を計画すること。 <p>・各用途、機能、室の条件に応じて適切に計画すること。別途特記等がある室、部位等については、それらに準拠した計画とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高所に配置された器具は容易に保守管理ができるように計画すること。 ・各室の照明は、事務室においても管理できるようにすること。 ・競技時のグレアに対して対策を講ずること。 <p>・施設構成・特性等に応じて、負荷特性等に適切に対応した機器及び系統の構成とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備及び二次側（需要側）の設備計画・システ
--	--	--	--	---

			<p>(エ) 発電設備</p> <p>(オ) 情報通信網設備</p> <p>(カ) 非常用照明・誘導設備</p> <p>(キ) 防犯カメラ・センサー設備</p> <p>ウ. 機械設備 (ア) 空気調和設備</p>	<p>ム構成に配慮し、各機能部分等のゾーニングごとに幹線系統を明確化し、運用の合理性とフレキシビリティに配慮した計画とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水及び津波による浸水を考慮した計画とすること。 ・法的に設置が求められる場合には、関係法令に基づき適切に計画すること。 ・西尾市地震・津波ハザードマップの津波浸水深以上の位置に非常用発電関連設備と幹線経路を計画すること。 ・電力供給の途絶時に誘導設備や消火設備などの防災設備、事務室における最低限の機能維持に必要な設備の負荷に対して8時間以上の電力供給が可能であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・電話、FAX、LANを導入すること。 ・施設内では利用者の利便性が向上するような情報通信環境を整えること。 ・高所にスピーカーなどを設置する場合は、容易に保守管理ができるように計画すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法、消防法等、関連法令に準拠するとともに、関係官庁と協議等を踏まえ、設置の趣旨、目的に応じて必要な機能を適切に満たすように計画すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・主要な建物の出入口及び防犯上重要な室の入口、その他主要な共用空間、施設空間において、防犯及び利用者の安全確保上必要な箇所に防犯カメラを設置すること。 ・防犯カメラの制御機器は、事務室に設置し、適切に監視可能なモニター設備及びレコーダー設備を設置すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・各機能、各室の用途、操作性、使用時間等に配慮した空調システムを選定し、適切な室内環境の提供、維持、管理が可能な計画とすること。 ・バドミントン、バレーボールや卓球などにおいては、空調機の稼働時における気流の影響を最大限に配慮すること。 ・大アリーナ及び小アリーナの空調機は、事務室において操作できるようにすること。
--	--	--	--	---

			(イ) 換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各室の用途等に応じ、適切な換気方法及び風量等の能力を有する設備計画とすること。 ・臭気が発生する室においては、周囲にもれないよう適切に排気できるものとする。 ・建築基準法、ビル管法、シックハウス対策等の関連法令・基準類等に準拠し、適切な空気質の提供、維持、管理が可能な計画とすること。
			(ウ) 排煙設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法、消防法、その他関係法令に準拠し、適切な排煙設備を計画すること。
			(エ) 給水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー・省資源に配慮しつつ、各使用部位・器具等において適切な水質、必要水量・水圧が確保できるようにすること。
			(オ) 排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域の排水インフラ状況及び関係例規・規定（基準・要綱等）を踏まえ、適切な排水方式とすること。
			(カ) 給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な室、部位ごとに適切な給湯設備を設置すること。設備計画の詳細においては、各室・部位ごとの利用者や利用形態に応じて、適切に安全・衛生面に配慮した計画とすること。
			(キ) 消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法、消防法等の関連法令に準拠するとともに、所轄消防署の指導に基づき、各種消火設備・消防用設備等を適切に設置すること。
			(ク) ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス設備の採用は全体の施設計画・設備計画等を踏まえて特別目的会社の提案によることとするが、ガス設備を導入する場合は、安全性に十分配慮した計画とすること。
			(ケ) 昇降機設備	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の構成等に応じて、利用者の利便性やバリアフリーへの配慮に基づき、適切な配置、台数、能力、仕様とすること。 ・車椅子利用者、視覚・聴覚障害者等を含めた障害者対応仕様とすること。 ・2階以上に大アリーナ、小アリーナ又はトレーニング室を計画する場合は、ストレッチャーが利用できるように配慮すること。

			<p>(6) 外構計画 (ア) 駐車場</p> <p>(イ) 駐輪場</p> <p>(ウ) その他</p> <p>(7) その他 (ア) 家具・備品</p> <p>(イ) サイン・案内板・掲示板等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・きら市民交流センター（仮称）支所棟の吉良支所（仮称）、吉良町公民館（仮称）及びきら市民交流センター（仮称）アリーナ棟の運営日及び運営時間を考慮し、支所棟、アリーナ棟及び西尾市役所吉良支所前交差点北西の駐車場（以下、「西側駐車場」という。）にて施設規模に応じた駐車場を最大限に確保すること。 ・きら市民交流センター（仮称）アリーナ棟に障害者用駐車場を2台以上計画すること。 ・50台分程度（原付バイク含む）の屋根付き駐輪場を計画すること。本体施設の軒を利用するなどライフサイクルコスト（LCC）の低減や敷地を有効に活用することを検討すること。 ・きら市民交流センター（仮称）支所棟、きら市民交流センター（仮称）アリーナ棟及び西側駐車場には、それぞれ周辺住民が親しめるポケットパーク機能を計画すること。 ・ポケットパーク機能には、西尾市役所吉良支所敷地内の樹木などを活用すること。また、以下のものを配置すること。 初代吉良町長・柵木佐太四郎像、吉良ライオンズクラブ寄贈のクスノキ3本、郵便ポスト（ゆうちょが移設）、電話ボックス（NTTが移設）。 ・西側駐車場の北西部には計測震度計が設置されており、工事を行う際は西尾市から愛知県に高度情報通信ネットワーク設備等停止報告書を提出するため、市に工事着手10日前までに工程表を提出すること。 ・西側駐車場に、防火水槽を設置するためのスペースを確保すること。 ・特別目的会社は、備品一覧表にある備品の調達及び設置を行うこと。 ・特別目的会社は、本施設の各用途に応じて、利用者の利便性、使い勝手、運営面等に適切に配慮するとともに、建築空間との一体性及び調和に配慮したサイン、案内
--	--	--	--	--

			<p>●運営・維持</p> <p>第1 特別目的会社はきら市民交流センター（仮称）アリーナ棟及びその外構部分を運営すること</p> <p>(1) 建物の維持管理業務、光熱水費等の支払いなどを行う。</p> <p>(2) 各室の管理、来客者案内業務、備品物品管理、予約受付業務、利用統計管理、利用料徴収業務、ごみ処理など運営全般を担うこと。</p> <p>(3) その他</p> <p>第2 アリーナ棟で特別目的会社は次の事業を行うこと。</p> <p>・スポーツ教室（現状：アロマ、ヨガ、フィットネスフラ、エアロビクスなど10教室8～10回開催、募集人員15～20人受講料1回400円、1回につき講師料5,900円）</p>	<p>板、掲示板等（以下「サイン類」という）の整備を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイン類は、本施設の利用者が子どもから高齢者、障害者等を含めた全ての市民が訪問者であることを踏まえ、施設の利用に必要な情報が適切に伝達・表現されるよう、十分な数量及び内容を備えたものとする。 ・視覚障害者誘導標識（点字ブロック）については、バリアフリー法及び関連法令、基準等に準拠して整備し、車椅子、ベビーカー等の通行の障害とならないよう、敷設ルートの設定等に十分に配慮すること。 ・室名は仮称であり、後に決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・各室の利用率を向上させること。 ・最適な建物の維持管理に努めること。 ・施設予約システムについては、現行の予約システムである「あいち共同利用施設予約システム」を使用することとし、西尾市の設置するスポーツ施設はすべてこのシステムにより受付、許可、取り消し変更業務等を行うものとする。 ・利用料は、特別目的会社が徴収し、市の指定納付方法により市に納入するものとする。 ・トレーニング室の利用者の受付を行うとともに、器具の使用法、安全な使い方等を説明、指導すること。 ・体力測定及び健康・体力相談に関する業務を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室では地元の人気講師の継続を念頭に新たな参加者の開拓と現状の実績以上を目指すこと。 ・スポーツ教室は「スポーツで元気になるまち西尾～すべての人にスポーツの喜びを～」を基本理念とした「西尾市スポーツ推進計画（平成26年3月策定）の推進に則した事業化を行うこと。
--	--	--	--	--

			<p>第3 新施設の名称は仮称であるため、正式名称をつけること。</p> <p>第4 アリーナ棟以外の体育施設の予約受付業務及び利用料徴収業務等</p> <p>(1) アリーナ棟以外の体育施設の予約受付業務及び利用料徴収業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内施設 総合体育館、鶴城体育館、中央体育館、羽塚武道場、一色町体育館、一色 B&G 海洋センター、吉良弓道場、東幡豆体育館、幡豆弓道場 ・屋外施設 西尾公園、鶴城公園、古川緑地、古川右岸1号緑地、矢作川西尾緑地、みなとまち1号緑地、善明市民運動場、室市民運動公園、国道23号中原インターチェンジ高架下スポーツ施設、坂田球場、坂田テニスコート、横須賀公園、吉良野外趣味活動施設、吉良テニスコート、コミュニティ公園、臨海公園テニスコート、幡豆ふれあいテニスコート、緑ヶ崎野球場、寺部野球場、寺部ソフトボール場、浜ノ山グラウンド、ふるさと公園グラウンド、松原グラウンドゴルフ場 <p>(2) アリーナ棟以外の体育施設の維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西尾市吉良テニスコート場 西尾市吉良町吉田須原 126 番 1 ・横須賀公園テニスコート・運動場 西尾市吉良町中野瀬田 65 ・西尾市吉良弓道場 西尾市吉良町小牧郷前 8 ・コミュニティ公園 西尾市吉良町上横須賀杉ノ木 30 <p>第5 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設の名称についてはネーミングライツ等を活用した市の財源負担軽減につながる提案をすること。ただし、ネーミングライツ等の企画を提案しない場合は別途、市民に愛着が生まれるような施設名称を提案すること。 ・西尾市が所管する左欄に掲げる屋内施設及び屋外施設の予約受付業務及び利用料徴収業務を行うこと。 ・吉良地区にある学校体育施設開放事業の予約受付事務等をおこなうこと。 ・利用料は、特別目的会社が徴収し、市の指定納付方法により市に納入するものとする。 ・吉良テニスコート、横須賀公園グラウンド及びテニスコート、吉良弓道場、コミュニティ公園の見回り及びテニスコートのコイン回収を最低週1回以上すること。 ・津波警報発令時に津波一時待避所として利用する場合や市が指定避難所として利用する場合は、特別目的会社は施設を利用できるように協力すること。
--	--	--	---	--